等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお、配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に申請書と合わせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出期限を、落札前まで延伸する試行工事である。

⑻　本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表―１による。

①　「工事環境の改善」実施工事
②　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事。
③　工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事
④　建設リサイクル法対象工事
⑤　総価契約単価合意方式
⑥　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置対象工事
⑦　「設計審査会」の設置対象工事
⑧　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事
⑨　ＩＣＴ活用工事【構造物工（橋梁上部）】【施工者希望Ⅱ型】
⑩　ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事【発注者指定型】
⑪　工事工程表の開示試行工事
⑫　新技術導入促進（Ⅰ）型
⑬　一括審査方式
⑭　技術提案簡易評価型
⑮　「生産性向上チャレンジ」試行工事
⑯　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事
⑰　条件明示チェックリスト参考開示の試行工事
⑱　監理技術者育成交代モデル工事（試行）
⑲　契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックについて（試行）
⑳　直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査試行工事
㉑　参加表明段階で技術者の資料を求めない方式の試行工事

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成23年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上。）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。ただし、いずれの場合も橋を構成する主要な部材が鋼であること。

㋑　橋梁型式が鈑桁橋・単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版鈑桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が40ｍ以上の工事であること。

ただし、上記㋐～㋒は同一工事であること。

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　①工事、②工事共に現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。また、本発注工事は受注者が工事の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。

また、１　工事概要⑵に示した工事において、落札候補者となり、複数の配置予定の主任（監理）技術者を申請した場合、全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。（なお、一括審査方式のため、複数の工事を受注することはできない）

①　主任技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は入札説明書による。

②　１人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した下記に掲げる工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上。）、鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）、歩道橋のいずれかの工事であること。ただし、いずれの場合も橋を構成する主要な部材が鋼であること。

ただし、申請できる同種工事の工事経験は１件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。

なお、当該経験が平成８年４月１日以降に完成・引渡しが完了した国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、１社の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

④　配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を入札説明書別記様式―３で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。

⑤　競争参加資格確認資料【配置予定技術者】（以下「資料（技術者）」という。）の提出を求められた者は上記①から④について確認出来る書類を提出依頼書に記載の提出期限までに提出すること。当該書類が提出されない場合は、当該者の行った入札は無効とする。詳細は入札説明書による。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料（技術者に係るものを除く）競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。